

平成 21 年 9 月 15 日

経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯への 簡易チューナー給付支援の申込みの受付開始日について

総務省

総務省 地デジチューナー支援実施センター

総務省 地デジチューナー支援実施センター（運営団体：株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（NTT-ME））においては、平成 21 年 10 月 1 日（木）から、平成 21 年度地上デジタル放送受信機器購入等支援の申込みの受付を開始します。

この支援は、経済的に困窮度の高い世帯に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器（簡易チューナー）の無償給付等を行うものです。

なお、支援に先立ち、本日 9 月 15 日（火）からお問い合わせ窓口及び専用サイトを開設しましたので、併せてお知らせします。

<支援に関するお問い合わせ先>

総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 F A X：044-966-8719

※上記の電話番号が利用できない場合は：044-969-5425

（平日 9：00～21：00、土・日・祝日 9：00～18：00）

<http://www.chidejishien.jp>

支援の概要

- 1 支援申込みの受付期間
平成 21 年 10 月 1 日（木） ～ 平成 21 年 12 月 28 日（月）（消印有効）
- 2 支援の対象者
以下のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯
 - ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ② 障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ③ 社会福祉事業施設に入所されている方
- 3 支援の申込先
「総務省 地デジチューナー支援実施センター」
- 4 支援の内容
 - ① 簡易なチューナーの無償給付
 - ② アンテナ工事などが必要な場合、無償による工事等の実施

※支援の内容・申込方法についての詳細は、別紙を御覧ください。

（別紙）地上デジタル放送受信のための支援について

注）別紙中「申込書の入手方法」について、申込書の各市区町村及びNHKの窓口への設置は、10月1日以降を予定しています。

地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送をご覧になるには…

平成23年7月24日まで
に今までのテレビ放送
(地上アナログ放送)は
終了します。

- それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。
- 地上デジタル放送をご覧になるには、地上デジタル放送に対応しているテレビに買い換えるか、お手持ちのアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーを購入して接続する必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は上記と異なる場合があります)。

どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだご覧になれない方に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、簡易なチューナー)の無償給付などの支援を行います。

誰が支援を受けられるのですか？

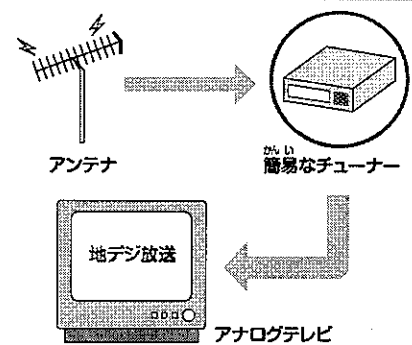
右のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入所されている方

※既に地上デジタル放送がご覧になれる世帯は、支援を受けられませんのでご注意ください。
(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合には、支援の対象となることがあります。)

支援の内容は？

- ①簡易なチューナーを無償で給付します(※テレビは給付しません)。
 - 簡易なチューナーを無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送をご覧になれます。簡易なチューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。
 - 簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送がご覧になれない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビをご覧になっている世帯の改修経費なども負担します。



支援受付期間

平成21年10月1日～平成21年12月28日(消印有効) [平成21年度分]

支援の申込先は？

下記により申込書入手の上、総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の
入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターからお問い合わせに応じて送付します。
- ②申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。

※なお、平成21年8月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。



注意していただきたい点について

- 支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。早めの手続きなどをお願いします。
- ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできませんのでご注意ください。
- 共同受信施設の世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者(管理者)の協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、請求書(または領収書)などの確認するための書類が必要となります。(ケーブルテレビの場合も同様です。)
- 地上デジタル放送が始まっていない地域は、地上デジタル放送開始後に支援を行うこととなります



悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付、
アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行った例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: **0570-033840**
FAX: **044-966-8719**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-969-5425**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: **0570-000588**
FAX: **044-888-4340**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-871-8441**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)